



小川

潤之が霞ヶ関キャピタル<3498>株式の変更報告書を提出（保有減少）



東証マザーズの霞ヶ関キャピタル<3498>について、小川潤之が11月22日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「提出者の住所変更のため」によるもの。

報告書によると、小川潤之の霞ヶ関キャピタル株式保有比率は、49.47%と1.07%減少した。

報告義務発生日は、2019年6月1日。